

会費滞納と退会

公益社団法人埼玉県診療放射線技師会
副会長 橋本里見



埼玉放射線第61巻第2号に「入会促進」という題名で巻頭言を書かせていただきましたが、今回は会費滞納と退会についてスポットを当てます。

平成24年度の監事監査報告書に、勘定項目「貸倒償却」について記載があります。平成25年4月の監事監査時における会計書類確認の際、正味財産増減計算書の勘定項目「貸倒償却」について指摘されました。この項目は、昨年の平成24年度から計上することとなったもので、中には会費を滞納している会員が退会するときに発生する損金が含まれております。本来ならば退会する場合も会費を完納すべきですが、現実には退会時に未納金があるまま退会してしまった会員も多く存在します。もともと、会費は1年ごとに必ず納入することと定款で定められていますので、滞納者が出るのはおかしく、また未納金があるまま退会手続きをして良いのかという「ダメ」と言う答えとなるのですが、現実には「退会処理するしかない」となってしまう、毎回この件では頭を悩まし続けています。

話は少しそれますが、退会者数を10年前までさかのぼりますと、平成15年度は32名、平成16年度は40名、順に17名、48名、35名、50名、48名、28名、108名、そして平成24年度が82名となっています。平成23・24年度に退会者が多くなっていますが、これは、年度末に3年以上の会費滞納がある会員には埼玉県診療放射線技師会（以下、本会）へ残るか、退会するかの意思表示を強制的にした結果、退会者が多くなったためです。ただし、これがきっかけで滞納金を支払ってくれる会員がおり、悪いことばかりではな

いと付け加えておきます。これらのことは埼玉県の法人監査でも、滞納者をそのままにしておくのはよろしくないと指摘されています。そして公益社団法人となった今、毎年度、会費滞納者への意思表示通知を送ることとなります。

問題なのは、ここで未収金が残って退会する方は、ほとんど再入会の見込みがなくなってしまうことです。退会する人の比率は3年以上滞納した場合が多く、この3年間未収となった金額は、再入会時に支払わないと再入会できません。3年分とは現在の会費で27,000円となりますので、「ん・・・」どうでしょう。滞納金を支払ってまで再入会する方がいますでしょうか。

退会者の中には当然、執行部の事業について賛同できないため、退会する会員もいることは把握しております。これは執行部が事業について見直し、会員の望む事業展開をするように創意工夫をしていくことが会の発展になりますのでやむを得ないと思いますが、「滞納金27,000円を支払わなくてはいけないのであれば、もうやめようかな・・・」と思う会員もいるかもしれません。こういった会員の退会があるとすれば、非常に残念に思います。毎年会費を支払っておけば退会せずにすんだ会員が少なからずいると考えています。会費の振込用紙、「どこにしまったっけ！」などというのものないとは言えません。

はっきりとした意思がなく退会してしまう会員を減らす対策を考えたいのですが、滞納が1年ごとに積み重なることにならないよう督促通知を続け、現在まで改善されない会費滞納は、永遠になくならないのかとさえ感じているところです。

ただ、本会は入会者数が徐々に伸びているので入会促進事業は強化していく予定です。